

境町(さかいまち)

	市章等	〒 306-0495 〈住所〉 猿島郡境町391番地1 〈TEL〉 0280-81-1300 〈FAX〉 0280-86-7521 〈HP〉 http://www.town.sakai.ibaraki.jp/ 〈e-mail〉 kouhou@town.sakai.ibaraki.jp	地域指定	一部事務組合加入事業	公営企業
	近郊整備	退職手当 消防賞しゅつ金 交通共済 消防災害補償 非常勤公務災害 市町村会館管理 税滞納整理 ごみ処理 火葬場 し尿処理 常備消防 コミュニティセンター 運動場 養護老人ホーム 特殊風水防除	法適用(上水) 法非適用(公共下水 農業集落排水)		
類型	V-1	地方公共団体コード	085464	面積	46.58 km ²

<行政組織>

①長等(平成25年5月1日現在)

長	のむら やすお 野村 康雄 (68歳)	任期	平成26年3月2日
副町長	齊藤 進	就任回数	3 期目

②議会(平成25年5月1日現在)

議長	橋本 正裕	副議長	内海 和子
任期	平成25年7月2日	条例定数	14 人
党派別	自民1人, 公明1人, 無所属12人		
現議員数	14 人		

③職員数(平成24年4月1日現在)

全職員数	普通会計関係	うち一般行政関係	公営事業会計関係
223	189	155	34
一般行政職の平均給料月額	3,224 百円	ラスパイレス指数	102.5
参考値※	94.7		
全職員数の推移	平成21年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	237	227	228

※ 参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値

④機構図(平成25年4月1日現在)

<p><町長>—<副町長> 総務部—総務課, 財務課, 税務課, 住民課, 人権推進室, 生活安全課</p> <p>まちおこし推進室</p> <p>民生部—福祉課, 保険課, 健康推進課, おおぞら保育園, ひまわり保育園</p> <p>産業建設部—農政商工課(勤労青少年ホーム), 建設課, 上下水道課</p> <p><会計管理者> 出納室</p> <p><議会> 議会事務局</p> <p><教育長> 教育次長—学校教育課, 生涯学習課(中央公民館, 歴史民俗資料館, ふれあいの里公園, 文化村, 境町研修センター), 学校給食センター</p> <p><行政委員会>—選挙管理委員会事務局, 監査委員, 農業委員会事務局, 固定資産評価審査委員会, 坂東市外二か町公平委員会</p>
--

<概要>

①沿革

昭和30年3月16日 合併 境町 長田村 猿島村 森戸村 静村

②地勢・風土等

境町は、茨城県の西南部、首都圏50km圏内に位置し、町の西南部を利根川が流れている。本町は古くは利根川随一の河岸として栄えた。圏央道や国道354号バイパスなど主要プロジェクトが実現されつつあり飛躍的な発展の契機を迎えている。
--

③人口・世帯数

区分	国勢調査			常住人口 (平成25年4月1日)	
	平成12年	平成17年	平成22年		
人口	男	13,523	13,224	12,805	12,523
	女	13,648	13,244	12,909	12,644
	合計	27,171	26,468	25,714	25,167
世帯数	7,498	7,666	7,923	8,062	

④有権者数(平成25年3月2日現在)

有権者数	男	女	計	高齢人口割合
	10,450	10,430	20,880	

⑤高齢人口割合(H25.3.31住基人口)

<産業・経済>

①生産・所得(平成22年度)

市町村内総生産	804 億円	就業者1人当り	6,243 千円
住民所得	686 億円	人口1人当り	2,667 千円

②産業構造

区分	総生産額(平成22年度)		就業人口(平成22年国調)	
第1次	4,445	5.5 %	1,216	9.3 %
第2次	20,531	25.5 %	4,689	35.7 %
第3次	54,992	68.4 %	6,720	51.2 %
総額・総数	80,381	—	13,130	—

③農業・工業・商業

農業 (平成22年2月1日)	農家数	うち専業農家戸数	農業就業人口
	1,404	193	1,568
製造業 (平成24年2月1日)	事業所数	従業者数	製造品出荷額等 (H23.1.1~12.31)
	129	2,931	67,115
卸・小売業 (平成24年2月1日)	事業所数	従業者数	年間販売額 (H18.4.1~19.3.31)
	376	2,333	47,264

④特産物

レタス, トマト, ねぎ, さし茶

<財政状況>

①決算収支

(千円・%)

区分	平成22年度決算	平成23年度決算	増減率
歳入	8,979,645	8,728,264	△ 2.8
歳出	8,646,778	8,423,611	△ 2.6
形式収支	332,867	304,653	-
実質収支	310,710	302,440	-
単年度収支	112,626	△ 8,270	-
実質単年度収支	94,643	△ 32,379	-

②主な歳入・歳出(平成23年度)

(百万円・%)

区分	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入	8,728	-	△ 251	△ 2.8
地方税	3,192	36.6	95	3.1
地方交付税	1,651	18.9	8	0.5
国庫支出金	909	10.4	△ 172	△ 15.9
地方債	1,142	13.1	△ 61	△ 5.1
うち臨財債費	495	5.7	-	-
その他	1,833	21.0	-	-
うち繰入金	47	0.5	-	-
歳出	8,424	-	△ 223	△ 2.6
義務的経費	3,827	45.4	△ 30	△ 0.8
人件費	1,702	20.2	△ 45	△ 2.6
扶助費	1,176	14.0	30	2.6
公債費	948	11.3	△ 14	△ 1.5
投資的経費	1,113	13.2	-	-
普通建設事業費	1,091	12.9	△ 120	△ 9.9
うち補助	778	9.2	△ 101	△ 11.4
うち単独	296	3.5	△ 10	△ 3.1
その他の経費	3,484	41.4	-	-
うち繰出金	1,087	12.9	-	-

③主要指標(平成23年度)

・健全化判断基準

実質赤字比率	-	% (14.60)
連結実質赤字比率	-	% (19.60)
実質公債費比率	15.5	% (25.0) [10.4]
将来負担比率	187.6	% (350.0) [63.6]

・普通会計に関する主な指標

財政力指数(平成22年度～平成24年度)	0.650	[0.693]
経常収支比率	90.6	% [88.0]
標準財政規模(平成24年度)	5,615	百万円 [14,930]
地方債現在高(A)	10,406	百万円 [22,514]
債務負担行為支出予定額(B)	694	百万円 [2,886]
積立金現在高(C)	976	百万円 [5,921]
将来にわたる財政負担(D=A+B-C)	10,124	百万円 [19,479]

※1 ()は早期健全化基準, []は県平均値

※2 県平均のうち実質公債費率及び将来負担比率は加重平均, それ以外は単純平均

④市町村税の状況(平成23年度)

(千円・%)

区分	調定額	収入額	徴収率 []は県平均値
市町村民税・個人 (構成比)	1,157,330 (33.6)	1,032,707 (32.4)	89.2 [89.5]
市町村民税・法人 (構成比)	210,929 (6.1)	207,483 (6.5)	98.4 [97.8]
固定資産税 (構成比)	1,777,001 (51.7)	1,664,402 (52.1)	93.7 [89.4]
市町村税合計 (国保除く)	3,439,440	3,192,251	92.8 [90.5]

<公共施設整備状況>(平成23年度) ※のみ平成24年度

小学校 ※	5 校	プール	1 箇所
中学校 ※	2 校	児童館	0 箇所
幼稚園 ※	4 園	老人福祉施設	12 箇所
保育所	5 箇所	病院・一般診療所	14 箇所
図書館	0 箇所	道路改良率	38.2 %
公営住宅	165 戸	道路舗装率	62.6 %
公民館等	2 箇所	上水道等普及率	98.0 %
体育館	2 箇所	汚水処理普及率	69.4 %

<主要施策等>

①主要施策実施状況

(百万円)

名称	期間	内容	概算事業費
道路網の整備	H25	生活圏道路整備	65
公共下水道整備事業	H25	市街地に隣接する長井戸・下小橋地域内の本管布設及び面整備工事	817
交通安全施設整備事業	H25	通学路の歩道整備工事及び交差点内カラー舗装工事	23
医療費助成事業	H25	子育て家庭に係る医療費の負担軽減を図るため、妊産婦及び0歳から中学3年生までの小児に対し保険診療時の一部負担金の助成を行う	30
子育て出産奨励金支給事業	H25	第3子以上の出産を奨励し、出産から就学前までの子育て期間の経済的負担の軽減を図り、子育て支援及び定住化を図る	11

②今後の主要課題・特色ある行政等

<p><主要課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革の推進 ・少子化対策として子育て支援 ・高度情報化社会への対応 ・義務教育施設の充実 ・首都圏中央連絡自動車道及び国道354号線バイパスの早期建設
<p><特色ある行政></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ふれあい館の運営 ・子育て医療扶助及び医療費助成(妊産婦及び0歳から中学3年生まで) ・子育て出産奨励金支給制度(第3子以上) ・語学指導事業 ・定住化促進事業